

両郡橋(別府市)

Relation

No.54
春号

OITA GUARANTEE Season Report 2021

Contents

- 令和3年度組織改編について
- 令和3年度新体制でスタート
- 令和3年4月からの事務取扱の変更について
- 「伴走支援型特別保証制度」についてほか
- 「大分県制度」新制度、主な改正点について
- 事業承継保証制度のご案内
- おじゃまします～西日本シティ銀行 別府支店
- 企業紹介～三光建設工業株式会社
- 専門家派遣制度
- 「経営改善計画策定費用の補助事業」について
- 新入職員紹介、出張金融相談会のご案内

【編集】大分県信用保証協会 総務部総務企画情報課
【発行】大分県信用保証協会

 **OITA GUARANTEE**
Credit Guarantee Corporation of Oita-ken

〒870-0026 大分市金池町3丁目1番64号(大分県中小企業会館内)

ホームページ <http://www.oita-cgc.or.jp/>



大分県信用保証協会

～ 基本理念 ～

私たち 大分県信用保証協会は
より良いサービスと、
各種保証を通じて
中小企業と地域社会の
さらなる発展に貢献いたします

4月1日付組織改編について

○経営支援部を新設します

保証部経営支援部門と管理部を統合し、コロナ禍により打撃を受けている事業者への経営支援や事業承継支援などを強化するとともに期中管理、代位弁済、回収業務の一体化による効果的・効率的な業務推進を図ります。

○保証部内に創業・連携推進課を新設します

創業・連携推進課を新設し専任担当者を置くことで、創業者に向けたより一層の支援を推進するほか、外部機関との連携強化を図ります。

| 部署名 | | 業務内容 | |
|------------------------|--------------------|--|-----------------------------|
| 総務部 (大分県中小企業会館3階) | 総務企画情報課 | 総務、庶務、経理、労務、人事、研修、保証料受入、企画、広報、広聴、情報処理、システム管理 | |
| | 保証一課 | 保証審査、金融相談、創業支援、専門家派遣、条件変更 | 大分市、竹田市、豊後大野市、由布市(旧湯布院町を除く) |
| 保証二課 | 上記以外の地区 | | |
| 保証部 (大分県信用保証協会別館3階) | 創業・連携推進課 | 創業支援、外部機関連携 | |
| | 事務管理課 | 保証事務 | |
| 経営支援部 (大分県中小企業会館2階) | 経営支援一課 | 経営支援、再生支援、事業承継支援、条件変更、専門家派遣、期中管理、代位弁済、回収 | |
| | 経営支援二課 | | |
| | 業務支援室 | 管理事務、代位弁済、保険金請求、訴訟 | |
| 監査室 (大分県中小企業会館3階) | 内部監査、コンプライアンス、危機管理 | | |

令和3年度 新体制でスタート!

令和3年度の新体制がスタートしました。

役職員一同、中小企業の皆さまの良きパートナーとして「信頼される保証協会、顔の見える保証協会」を目指して、なお一層の努力を重ねてまいりますので、関係各位の変わらぬご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

役員



会長
日高 雅近



常務理事
後藤 達也



常勤理事
青木 正年



常勤監事
生野 修二

総務部



部長
沓掛 洋子



次長
森下 京二



〈総務企画情報課〉
(兼)課長 森下 京二

監査室



室長
畠山 和人

保証部



部長兼次長
(保証一課・保証二課担当)
松川 昌歳



次長
(創業・連携推進課・事務管理課担当)
吉岡 郁



〈保証一課〉
課長 加藤 英樹



〈保証二課〉
課長 竹内 鑑



〈創業・連携推進課〉
課長 函師 好章



〈事務管理課〉
(兼)課長 吉岡 郁

令和3年度 保証一課、保証二課担当者表

| 保証一課 | | 保証二課 | |
|------------------------------------|-----|---------------------|-----|
| 担当地域 | 担当者 | 担当地域 | 担当者 |
| 大分市中心部 | 大塚 | 別府市 | 木本 |
| 大分市南部 | 薬師寺 | 日田市、玖珠郡、由布市 (旧湯布院町) | 大波多 |
| 竹田市、豊後大野市、由布市 (旧湯布院町を除く) 県外金融機関 | 花田 | 臼杵市、津久見市、佐伯市 | 小深田 |
| 大分市東部 (鶴崎・大在・坂ノ市地区) | 大海 | 中津市、宇佐市 | 朝来 |
| 大分市東部 (津留・東大分地区) | 渡邊 | 豊後高田市、国東市、杵築市、速見郡 | 佐藤 |

経営支援部



(兼)部長
後藤 達也



次長
磯崎 英治



〈経営支援一課〉
(兼)課長 磯崎 英治



〈経営支援二課〉
課長 吉武 毅



〈業務支援室〉
(兼)室長 磯崎 英治

保証協会サービス大分営業所の 休止について

令和3年3月31日をもって保証協会サービス大分営業所は休止しました。

令和3年4月1日以降は保証協会経営支援部が回収業務を行います。

回収業務に関するお問い合わせは経営支援部までお願いいたします。

令和3年度 経営支援一課、経営支援二課、業務支援室業務分掌

| 担当課 | 担当内容 | 担当金融機関 |
|--------|--|-----------|
| 経営支援一課 | 経営支援、再生支援、事業承継支援、条件変更、専門家派遣、期中管理、代位弁済、回収 | 豊和銀行 |
| | | 大分信用金庫 |
| | | 大分みらい信用金庫 |
| | | 商工中金 |
| 経営支援二課 | | 大分銀行 |
| | | 日田信金 |
| | | 大分県信用組合 |
| 業務支援室 | 管理事務等 | 県外金融機関 |

令和3年4月からの事務取扱の変更について

令和3年4月から、事務効率化に向けた保証申込事務手続き及び信用保証申込書式の改定が行われます。この改定は、今般のコロナ禍において、非対面（押印レス等）で迅速な手続きの重要性が高まったことなどを踏まえ、全国信用保証協会連合会と金融機関団体が協議し合意された方針に基づき、全国統一（同時期、同内容）で実施されるものです。

○変更事項

令和3年4月1日申込受付分から

- ①信用保証申込書、信用保証依頼書等の押印廃止
- ②信用保証申込書、信用保証依頼書、信用保証委託契約書の書式改定

令和3年7月1日申込受付分から

- ③信用保証委託契約書の提出時期を金銭消費貸借契約書の締結時（後取り）に変更

○変更の詳細

1. 信用保証申込書、信用保証依頼書等の押印廃止

| | ～令和3年3月31日まで（旧書式） | 令和3年4月1日から～（新書式） |
|---------|-------------------|------------------------------|
| 信用保証申込書 | 要押印 | 押印不要 |
| 信用保証依頼書 | 要押印 | 押印不要 ただし、『確認状況記載欄』への記載が必要 |

令和3年4月1日以降に、新書式を使用して保証申込を行う場合は、信用保証申込書（以下「申込書」という）、信用保証依頼書（以下「依頼書」という）いずれも押印不要です。

申込書には、申込人の宣誓文言や保険上確認が必要な申込人情報等を含むため、申込人自身がその記載内容を認識している必要があります。そのため、依頼書に新設する『**確認状況記載欄**』に、「申込意思、申込内容及び申込人情報を金融機関が申込人へ確認した旨」を金融機関担当者が確認、記載することとします。

依頼書については、信用保証申込の授受から保証承諾における保証協会と金融機関の関係性や日常的な業務の実態等を考慮すれば、金融機関の押印がなくとも、依頼書の内容が金融機関作成によるものであることに疑いの余地はないと判断できるため、押印は不要となります。なお、依頼書には貸付条件や申込人との取引状況等の記載に加え、金融機関が申込に係る審査を適正に行い、利用保証制度の要綱・要領を遵守していることについて宣誓する内容を含んでおりますが、その必要性や重要性には変更ありません。

2. 信用保証委託契約書の提出時期を変更

信用保証委託契約書（以下「委託契約書」という）は従来申込書に添付して提出いただいていたが、令和3年7月以降は金銭消費貸借契約書等の締結時に徴求（後取り）して保証協会へ提出することとします。この変更にあわせて、委託契約と保証契約についても契約成立時期を改定します。

- ・委託契約書 信用保証委託契約の成立日を保証承諾日から借入日等へ改定
- ・信用保証書 保証条件文に「信用保証委託契約が成立した時に、本信用保証書による保証契約も成立するものとします。」を追加

| | 現 行 | 令和3年7月以降 |
|--------------------|------------------------|----------------------------------|
| 委託契約成立日 (対事業者) | 保証を承諾した日 (委託契約書に記載) | 借入をした日 (委託契約書に記載) |
| 保証契約成立日 (対金融機関) | 保証を承諾した日 | 委託契約の成立を条件に保証契約が成立 (信用保証書に記載) |

3. 信用保証申込書、信用保証依頼書、信用保証委託契約書の書式改定

(1) 信用保証申込書、信用保証依頼書の書式改定について

押印を不要とする取り扱いの開始にあわせて改定が行われます。主な改定点は押印欄の廃止及び確認状況記載欄の新設です。また、申込書式の変更に伴って、申込書に添付する制度別の書類についても押印不要とする取り扱いへと変更になっている書式がございます。申込時にはご注意ください。

(2) 信用保証委託契約書の書式改定について

令和3年7月1日以降の委託契約書提出時期の変更にあわせて一部書式の変更を行います。この変更によって、委託契約の成立日を保証承諾日から借入日等へと改定する変更が行われます。

○一部の保証制度においては個別に申込書、委託契約書当の書式が定められていますが、今回の事務取扱変更に伴って同様の改定を行います。

【改定が行われる主な書式】

創業計画書、「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書、財務要件等確認書（各保証制度ごと）

【専用申込書、委託契約書の改定が行われる制度】

流動資産担保保証制度（ABL保証）、特定社債保証制度、事業再生保証

改定後の書式については、金融機関本部に発送するとともに、当協会ホームページにも掲載しております。

4. 保証申込関係書式電子入力支援ツールのご案内

『保証申込関係書式電子入力支援ツール』等を使用した場合には、押印に加えて申込書への記入も不要となることから中小企業者の負担を大きく減らすことが可能です。（申込書は申込人が作成するものという考え方を変更するものではありませんが、申込人への確認を前提として、金融機関保有データの転載や記入代行など金融機関が作成を補助することは認められています。）

今回の書式変更に伴い改定版を金融機関向けに配布しております。ぜひご利用ください。

5. その他の変更について

他の書式の変更と同時に「信用保証料返戻口座通知書（承諾04）」について改定を行っています。

保証料返戻手続き時の間違いを無くし迅速な手続きを行うため、新たに金融機関名、支店名等の記入欄を設けました。記入時には口座名義（屋号付き口座の場合は屋号を含む）等について正確な記入のご協力をよろしくお願いいたします。

○協会の保証制度の新設

1. 伴走支援型特別保証制度の創設（全国统一保証制度）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者が、セーフティネット保証等の認定書を受け、経営計画を策定し金融機関の伴走支援を受けて経営の改善に取り組むことで、**実質0.2%の保証料負担（差額は国から補助）**で借入れをすることができる制度です。

| 概要 | |
|--------|--|
| 融資対象者 | <p>県内において、信用保証制度の対象となる事業を行っており、(1)または(2)に該当し、かつ(3)に該当する方</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症に起因した、セーフティネット保証4号または、危機関連保証の認定を受けていること（特別小口保険にかかる保証を除く）</p> <p>(2) セーフティネット保証5号の認定を受けており、当該認定書記載の売上高の減少率が15%以上であること（特別小口保険にかかる保証を除く）</p> <p>(3) 以下の内容を満たす、また含む経営行動計画を策定していること</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 計画を策定した日の属する事業年度から3事業年度を最短の計画期間とし、原則として同5事業年度を最長の計画期間とする ロ 申込人の経営に係る現況・課題（原則として、計画を策定した日の属する事業年度の前事業年度の財務状況の分析を含む。）と課題を克服するための取組事項 |
| 保証限度額 | 設備・運転 4千万円以内 |
| 保証期間 | 一括返済の場合1年以内 分割返済の場合10年以内（据置5年以内） |
| 貸付金利 | 金融機関所定の利率 |
| 信用保証料率 | 0.85%（ただし、経営者保証免除対応（※1）を行う場合は1.05%） ただし、国の補助により 実質0.2% となります。（条件変更による追加保証料は除く） |
| 担保 | 必要に応じて |
| 保証人 | 原則として法人代表者以外は不要 要件を満たし経営者保証免除対応（※1）を適用する場合は経営者保証を不要とする |
| 取扱金融機関 | 約定金融機関 |
| 添付資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村長によるセーフティネット保証、危機関連保証の認定書 ・経営行動に係る計画書 ・経営者保証免除対応確認書（経営者保証免除対応（※1）を行う場合） |
| 取扱期間 | 令和3年4月1日～令和4年3月31日（協会申込期限） |
| その他 | 融資実行後、四半期に1回金融機関へ計画の実行状況の報告が必要です（金融機関は事業年度ごとに保証協会への報告が必要です） |

※詳細は要綱等でご確認ください。

（※1）経営者保証免除対応とは

次の①及び②を満たす場合は経営者保証を不要（経営者保証免除対応）とすることができます。（一部制度に限る）

- ①資産超過であること
- ②法人と代表者の資産・経理が明確に区分されており、資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていないこと

2. 事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度の創設（全国统一保証制度）

新型コロナウイルス感染症の影響等で業況が悪化した中小企業者が、認定支援機関等が関与し作成した事業再生の計画等に基づいて再生に取り組むことで、**保証料負担実質0.2%（差額は国から補助）**、保証期間15年以内（内据置5年以内）で借入れをすることができる制度です。

| 概要 | |
|--------|---|
| 融資対象者 | <p>県内において、信用保証制度の対象となる事業を行っており、次のいずれも満たす方。</p> <p>(1) 制度要綱に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）を策定し、当該計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行うこと。</p> <p>(計画例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業再生支援全国本部）、認定支援機関（中小企業再生支援協議会及び産業復興相談センター）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 ・私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ・経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者等ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画 <p>(2) 前号の計画は以下のいずれの内容も満たすもの又は含むものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 債権者間の合意がとれているもの ロ 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策 ハ 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画 |
| 保証限度額 | 設備・運転 2億8千万円以内（ 事業再生計画実施関連保証と合算 ） |
| 保証期間 | 一括返済の場合1年以内 分割返済の場合15年以内（据置5年以内） |
| 貸付金利 | 金融機関所定の利率 |
| 信用保証料率 | 責任共有制度の対象 0.80%（経営者保証免除対応（※1）を行う場合は1.00%） 責任共有制度の対象外 1.00%（経営者保証免除対応（※1）を行う場合は1.20%） ただし、国の補助により 実質0.2% となります。（条件変更による追加保証料は除く） |
| 担保 | 必要に応じて |
| 保証人 | 原則として法人代表者以外は不要 要件を満たし経営者保証免除対応（※1）を適用する場合は経営者保証を不要とする |
| 取扱金融機関 | 約定金融機関 |
| 添付資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業再生計画書等（制度要綱2. に規定するもの） ・経営者保証免除対応確認書（経営者保証免除対応（※1）を行う場合） |
| 取扱期間 | 令和3年4月1日～令和4年3月31日（協会申込期限） |
| その他 | 融資実行後、四半期に1回金融機関へ計画の実行状況の報告が必要です（金融機関は事業年度ごとに保証協会への報告が必要です） |

※詳細は要綱等でご確認ください。

○地公体制度の新設

1. 大分県社会経済再活性化資金の創設

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者が、セーフティネット保証等の認定書を受け、経営計画を策定し金融機関の伴走支援を受けて経営の改善に取り組むことで、実質**保証料負担0%**で借入れをすることができる制度です。

※国の伴走支援型特別保証制度に準じた制度です。国に加えて大分県から補助を受けることで保証料負担を実質0%としています。

| 概要 | |
|--------|--|
| 融資対象者 | 県内において、信用保証制度の対象となる事業を行っており、伴走支援型特別保証制度の融資要件を満たす方 |
| 保証限度額 | 設備・運転 4千万円 |
| 保証期間 | 一括返済の場合1年以内 分割返済の場合10年以内（据置5年以内） |
| 貸付金利 | 1.30% |
| 信用保証料率 | 0.85%（経営者保証免除対応（※1）を行う場合は1.05%） ただし、国、大分県の補助により 実質0% となります。（条件変更による追加保証料は除く） |
| 担保 | 必要に応じて |
| 保証人 | 原則として法人代表者以外は不要 要件を満たし経営者保証免除対応（※1）を適用する場合は経営者保証を不要とする |
| 指定金融機関 | 大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、伊予銀行、福岡銀行、北九州銀行、愛媛銀行、宮崎太陽銀行、横浜幸銀信用組合 |
| 添付資料 | ・市町村長によるセーフティネット保証、危機関連保証の認定書 ・経営行動に係る計画書 ・経営者保証免除対応確認書（経営者保証免除（※1）を行う場合） |
| その他 | 伴走支援型特別保証制度と同様に、金融機関は中小企業者の経営状況及び計画の進捗についての確認を行い、計画の再策定等の支援を実施する必要があります。 |

※詳細は県制度パンフレット、要綱等でご確認ください。

2. 大分県事業リスタート支援資金特別融資の創設

新型コロナウイルス感染症の影響等で業況が悪化した中小企業者が、認定支援機関が関与し作成した事業再生の計画に基づいて再生に取り組むことで、**保証料負担実質0.15%**、保証期間15年以内（内据置5年以内）で借入れをすることができる制度です。

※国の事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度に準じた制度です。国に加えて大分県から補助を受けることで保証料負担を実質0.15%としています。

| 概要 | |
|-------|--|
| 融資対象者 | 県内において、信用保証制度の対象となる事業を行っており、事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度の融資条件を満たす方 |
| 保証限度額 | 設備・運転 2億8千万円 |
| 保証期間 | 一括返済の場合1年以内 分割返済の場合15年以内（据置5年以内） |

| | |
|--------|---|
| 貸付金利 | 10年以内 1.80% 10年を超える融資 2.20% |
| 信用保証料率 | 責任共有対象 0.85% (経営者保証免除対応 ※1) を行う場合は1.05%) 責任共有対象外 1.05% (経営者保証免除対応 ※1) を行う場合は1.25%) ただし、国、大分県の補助により 実質0.15% となります。(条件変更による追加保証料は除く) |
| 担保 | 必要に応じて |
| 保証人 | 原則として法人代表者以外は不要 要件を満たし経営者保証免除対応 ※1) を適用する場合は経営者保証を不要とする |
| 取扱金融機関 | 大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、 大分県信用組合、伊予銀行、福岡銀行、北九州銀行、横浜幸銀信用組合 |
| 添付資料 | ・事業再生計画書等 (制度要綱5条(6) に規定するもの) ・経営者保証免除対応確認書 (経営者保証免除対応 ※1) を行う場合) |
| その他 | 事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型) 制度と同様に、金融機関は中小企業者にフォローアップを行い、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行う必要があります。 |

※詳細は県制度パンフレット、要綱等でご確認ください。

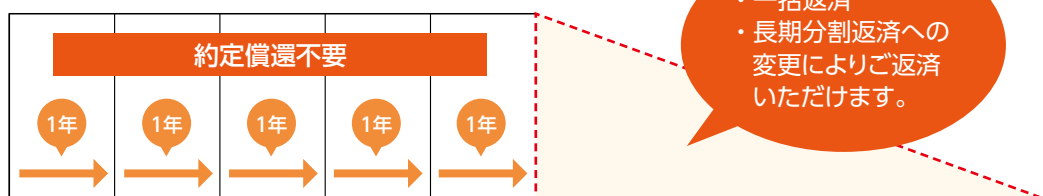
3. 大分県定時返済不要短期資金の創設

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けている県内中小企業者が、短期資金 (一括払い) を1年更新 (最長5年間) で継続利用することで、毎月の資金繰り負担の軽減が可能となる制度です。

| | |
|--------|---|
| 概要 | |
| 融資対象者 | 県内において、信用保証制度の対象となる事業を行っている方 |
| 保証限度額 | 運転 5千万円 |
| 対象資金 | 事業に直接必要となる運転資金、借換のために必要な運転資金 |
| 保証期間 | 1年以内 (一括返済) 初回利用時から最長5年間の継続利用が可能 |
| 貸付金利 | 1.80% |
| 信用保証料率 | 0.15% |
| 担保 | 必要に応じて |
| 保証人 | 原則として法人代表者以外は不要 |
| 指定金融機関 | 大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、 大分県信用組合、伊予銀行、福岡銀行、北九州銀行、宮崎太陽銀行、 横浜幸銀信用組合 |

※詳細は県制度パンフレット、要綱等でご確認ください。

○制度利用イメージ



○地公体制度の改正に関するもの

1. 大分県新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金の取扱期間延長について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって影響を受けている中小企業者等を支援するため、取扱期間の延長を行います。

【改正前】 令和3年3月31日まで → 【改正後】 令和3年6月30日まで

2. 大分県災害復旧資金（知事指定災害融資）の取扱期間延長について

令和2年7月豪雨災害の影響を受けている県内中小企業者等への資金繰り支援を継続するため、取扱期間の延長を行います。

【改正前】 令和3年3月31日まで → 【改正後】 令和3年6月30日まで

3. 大分県制度資金融資対象者の変更について（業歴要件）

中小企業者等への金融の円滑化と、県制度資金の利用促進を図るため、県内での業歴要件を変更します。

【改正前】 県内において、融資の申込みの日以前引き続き法に基づく保険関係が成立する同一の事業を6箇月以上（組合の場合は、その構成員の過半数が6箇月以上）行っていること。

【改正後】 県内において、法に基づく保険関係が成立する事業を行っていること。

4. 大分県災害復旧資金特別融資の融資利率、保証料率、融資限度額の変更について

頻発する大規模災害により被災した中小企業者等の負担軽減を図り、復旧・復興を後押しするため、変更が行われます。

| | 改正後 | 改正前 |
|-------|-----------------------|-------------------|
| 融資対象者 | 8,000万円 | 3,500万円 |
| 融資利率 | 7年以内1.6% 10年以内1.8% | 10年以内2.1%（特別1.8%） |
| 保証料率 | 0.25% | 0.85%以内（特別0.35%） |

※この変更と同時に、大分県災害復旧資金（特別融資）は廃止されます。

5. 大分県経営改善資金の融資利率、保証料率の変更について

取引先企業の倒産に伴う連鎖倒産を防止するため、融資利率等を見直し、中小企業者の利便性を向上させるため、改正されました。

| | 改正後 | 改正前 |
|------|---------------------------|---------------------------|
| 融資利率 | 7年以内1.6% 10年以内1.8% | 7年1.8% 10年2.0% |
| 保証料率 | 特定中小企業者の認定を受けた場合 0.25% | 特定中小企業者の認定を受けた場合 0.35% |



事業承継保証制度のご案内

大分県信用保証協会では、事業承継時の各種資金調達にご利用いただける保証制度をご用意しております。事業承継時の資産購入や他社の事業を引継ぐ際の株式購入資金等の対応が可能です。以下に主な保証制度をご紹介します。

令和6年3月31日迄の間、事業承継に取り組む方を支援するため、**大分県信用保証協会** **独自に0.1～0.15%の保証料補助**を行っております。

大分県事業承継資金

株式や工場、店舗等資産の購入資金や事業承継後の運転資金まで幅広い資金使途でご利用いただける制度です。

大分県及び保証協会による保証料補助によって、年0.25%の保証料率で借入が可能です。

経営者による保証を行わずにお借入ができる制度もご用意しております。

(ご利用には一定の要件を満たす必要があります。詳しくは下記お問い合わせ先まで)

事業承継特別保証

申込後3年以内に事業承継を予定する法人または、事業承継後3年以内の法人がご利用いただける制度です。

経営者による保証を行わずにお借入れができる制度です。

通常0.35～1.75%の保証料率ですが、一定の要件を満たすことで0.2～1.15%の保証料率でお借入れが可能です。

(詳しくは下記お問い合わせ先まで)

また、大分県信用保証協会では専門機関と連携して課題解決を支援しています。事業承継の専門機関で、高度なノウハウを有する大分県事業承継・引継ぎ支援センターと「業務連携・協力に関する覚書」を締結するほか、大分県中小企業診断士協会と連携し経営診断、経営指導を行っています。

【お問い合わせ先】 経営支援部 経営支援一課 TEL：097-532-8296
経営支援二課 TEL：097-532-8297

第264回 おじゃまします!!

西日本シティ銀行 別府支店

プロフェッショナルとしての自覚を持ち
地域No.1 銀行を目指します！



別府支店の皆さん

支店の特色・プロフィール等

昭和20年9月に別府支店として開設。

別府市及び近郊を営業エリアとしており、三師会（別府市：医師会・歯科医師会・薬剤師会）の指定金融機関でもあります。

地域とのかけ橋となるべく顧客利便性を向上させた店舗として令和元年5月20日に新店舗がオープン。

地域医療・地域経済の発展に大きく貢献し続けていきたいと思っております。



支店長さん PROFILE



西日本シティ銀行 別府支店
支店長

おの こうじ
小野 公次 氏

◆支店長さんの経歴

平成13年 4月 入行
平成28年10月 粕屋支店 次長兼営業課長
平成30年 4月 大牟田支店 副支店長
令和 2年 4月 別府支店 支店長(現職)

◆支店長さんのモットーは？

- ・働き易い職場環境作り(『ES』なくして『CS』はなし)…良い仕事をするには、良い職場作りが必要。
- ・効率的な支店運営…タイムマネジメント及びコミュニケーション強化により、無駄を無くし、生産性を高める。
- ・人間力向上への取り組み…人間力向上に向けた取り組みをサポートし、魅力ある人財の育成に努める。

◆支店長さんのご趣味は？

- ・32年間、剣道をしており練士6段を取得しています。地域貢献として豆剣士から大人まで時間の許す限り教えています。
- ・別府に転勤しゴルフの回数が増えました。別府支店を転勤(卒業)するまでにはシングルプレーヤーを目標に日々精進しています。

◆最近気になったニュースは？

新型コロナウイルスの感染拡大。2020年4月7日、緊急事態宣言を発令。当初は東京都など7都府県であったが16日全国に拡大。現在も収束の目途が立っていない状況。その中で多くの著名人が亡くなられた。特に印象的

だったのが、お茶の間に笑いを届け『コント王』として幅広く愛されたコメディアン志村けんさんが70歳で死去したことが衝撃的でした。

◆金融機関職員としての印象的な思い出は？

支店長代理時代に新規開拓した企業2社が上場企業にまで発展しました。上場のメモリアルパーティに出席した際、代表者より感謝のお言葉を頂いた時は涙が止まりませんでした。

◆支店で重点的に取り組んでいることは？

- ・元気な挨拶…挨拶は相手の目を見て、明るく元気に笑顔で挨拶
- ・整理整頓…自分の身の周りだけでなく、気付いたら気付いた人が片付ける
- ・約束遵守…行内外問わず、決めたこと(約束)は必ず守る(嘘、誤魔化しは厳禁!!)
- ・報連相の徹底…良いこと、悪いこと問わず、気になることは直ぐ報告。…出来ない雰囲気は支店長の責任!!
- ・迅速な行動…常にスピーディーな行動を心掛け、決して溜め込まない(事務面、営業面、体調面全て)

◆若手職員の皆様へのアドバイスをお願いします。

失敗を恐れず、何事も前向きにチャレンジして頂きたい。私自身も失敗の連続で周りの先輩や上司の方々に多大なご迷惑をかけたことを覚えています。一人では何もできません。謙虚と感謝の気持ちで日々の銀行業務に邁進して頂き目標に向かって一歩一歩前進してもらいたいです。

◆中小企業向け融資の取り組み方針は？

決算書の数字だけの定量面で判断するのではなく、経営者・従業員とのコミュニケーションを中心とした企業の特長・強み・弱みなどの特色を見つけ出し真のニーズ発掘及び提案をすることを心がけています。

◆保証協会への要望事項は？

大分県信用保証協会の皆さまには日頃より迅速・丁寧な対応をして頂き本当に感謝しています。コロナ禍で中小企業が大ダメージを受けている中ですが、貴協会と共に密に連携し経営・再生・創業支援・その他に対し積極的に取り組んで参ります。今後ともご指導の程、よろしくお願いたします。

三光建設工業株式会社

代表者 北村 秀敏

事業内容：総合建設工事業

住 所：別府市末広町4-5

T E L：0977-24-2424



代表取締役 社長 北村 秀敏 氏

創業65周年を迎え、今後100年企業を目指す三光建設工業株式会社の北村社長にお話しを伺いました。

Q1 事業歴と事業内容を教えてください。

昭和23年に佐藤昭三が個人創業した巴工務店が当社の前身です。創業当時は戸建住宅の建築工事に加え、曳家工事も行っていました。

徐々に業容を拡大しながら、昭和30年に有限会社三光建設工業を設立し建設業の許可を取得、昭和46年に株式会社への改組、昭和48年に特定許可業者として、歩みを進めて来ました。昭和60年に別府市役所庁舎工事のジョイントベンチャーとして参加。大型公共工事の受注などで、技術力を高めて来ました。

私は令和2年に代表者となり今年で2年目となります。現場技術者として当社に入社しましたので、後継者として副社長に就任するまでは現場監督等の仕事を中心に行っていました。

Q2 貴社の特色や強みを教えてください。

創業者の佐藤昭三の時代から、「誠実な仕事振り」を大切にしています。現在も「小さい仕事を馬鹿にしない」、「見えない瑕疵について逃げない」という考え方で日々の業務に取り組んでおり、経営方針として「健全経営、信用と信頼」を掲げています。

大型の公共工事等では建物が完成するまでの期間が長期に亘りますが、建物は完成後の方がより長い期間となりますので、アフターフォローに力を入れています。維持管理のための点検や修繕工事への対応をこまめに、素早く行うことは、創業者からの教えでもあり、我が社の強みでもあると思います。

我が社の特徴のひとつは、外部の設計事務所と連携し良好な関係を持っていることです。これにより、施主のニーズにあった構造やデザインを最適な形で提案し、多様な建築物に対応することが可能です。実際に当社が施工した建物は各種公共施設の他、介護施設、保育園、賃貸・分譲マンション、戸建住宅と多岐にわたっています。

Q3 事業を引継ぐにあたって苦労された点を教えてください。

当社が60周年を迎えた平成27年に、私は副社長に就任し事業承継に向けた準備を進めてきました。

元々、後継者候補として入社したわけではなく、現場技術者として入社した私にとって、経営や営業など全く未知の世界であり社長就任までは苦勞の連続でした。

承継に向けた準備を進める中で営業を担当することとなりましたが、建設業界以外には人脈と呼べるものはなく、経済同友会をはじめ各種の団体等に参加をして、私という人間を覚えてもらうことから取り組みました。知っている人がいない場というのは、非常に居心地の悪いものですが、そうした居心地の悪い場こそ、新しい発見があり勉強の場だと思い根気強く参加をしてきました。

参加した各種団体等では役員などをさせていただく機会にも恵まれ、貴重な経験をさせていただくこともできました。



Q4 地域とのつながりについて教えてください。

当社は、建築を学ぶ高校生をインターンシップで受け入れている他、数年前より県内の高等学校で出前授業を行い、将来地元大分で建設業を担う学生の育成に取り組んでいます。

Q5 事業を継続されてきた中で、特に印象的な出来事を教えてください。

私が副社長に就任して営業を始めたばかりのころ、なかなか案件が成立せず苦勞していました。その時に、旅館の新築案件を同級生から紹介され、成約に繋がったことがとても印象に残っています。営業としての実績を早く残さないといけないと考えていたなかで、周りの助けを受けて大きな結果に結びつけることができました。

また、他社と競合した案件で施工手順の工夫によって受注を勝ち取ることができたときも、技術者出身だからこそできる提案があるのだと感じ、その後の私の自信となりました。



当社が新築した免震構造マンション

Q6 経営者として心掛けていることを教えてください。

社員が自慢に思える会社とすること、社員が目的をもって勤務し成長していけることを経営する上で心掛けています。

現在当社では、テレビCMを放送する他、従業員、取引先向けの広報誌（月刊）を作成して配布しています。一般的にテレビCMは会社の認知度を高める目的で作成されることが多いと思いますが、当社の場合は社員が家族に対して誇れる会社であること、取引先やこれまでに当社で建物を建てていただいた施主様への近況報告という目的で行っています。

社員の成長という面では、教育制度の改革に取り組んでおり、現在3年目を迎えています。従来の方では教わる側、教える側によってその方法や順番が異なり、またその進捗具合について本人からも、客観的にも分かりにくく成長が具体的に見えない状況でした。

そこで、基礎から順に約600項目のチェックシートを作成し、教育を行う体制としました。この方法は、必要な知識を必要な順番で教えることが可能で、成長度合いに合わせた教育が可能で、教育担当者以外の社員や本人も習熟度が分かり成長度合いの見える化ができるなど大きな効果が出ていると思います。また、チェックシートを昇給の要件に加えることで、実効性を高めることができます。

Q7 今後の事業展開や目標を教えてください。

SDGsやダイバーシティについての取り組みを推進したいと考えています。

11番目の目標「住み続けられるまちづくりを」の一環として、「免震構造建築の普及」や「建物のユニバーサルデザイン化」、この二つを弊社の強みとして取り組んでいきたいと考えています。

一つ目の取り組み、「免震構造の建物の普及」は、南海トラフ地震の影響が避けられない地域に、安心、安全面で大きく貢献できると考えます。既に2棟のマンション施工実績があり、現在3棟目を建設中です。

二つ目の取り組みである「建物のユニバーサルデザイン化」を推進する理由として、別府市では障がい者雇用などで先進的な取り組みが行われていますが、反面、ハンディキャップのある方に特化した建築物が充実しているとは言えないのが現状だからです。

障がいのある方のみならず、お年寄りや子供、妊婦さん、

外国人の方等の「あらゆる方に使いやすい建物」を合言葉に、設計段階から、「使いにくい=不便=バリア」を具体的に抽出して改善し、「使いやすい建物」を提供できればと考えています。

現在の具体的な取り組みとして、自らも障がいのある方が、障がいを持たれている方の自立を支援する団体である、「NP〇法人自立支援センターおおいた」様の自社ビルを建設させて頂いています。1階が事務所で、2階から5階までが住宅の「事務所併用共同住宅」です。事務所部分は当然の事ながら、特に住宅部分は入居される方のハンディの度合いに併せてそれぞれに使いやすさを追求したつくりとなっています。かなりハードルの高い工事ですが全社を挙げて取り組んでいます。

ダイバーシティの取り組みについて、当社ではこの春初めて技術職に女性を採用しました。SDGsの5番目の目標「女性の能力強化」への取り組みであるこの採用によって、弊社に新たな発見や気づきを与えてくれるのではないかと期待しています。結果が出るのは先の事ではありますが「生き生きと働ける職場環境」を整え「一人前の技術職」に成長できるようにサポートして行きたいと思っています。

また将来的には外国人技術者も育成してみたいと考えています。

Q8 信用保証協会に対して、ご意見・ご要望をお聞かせください。

今回のコロナウイルスの感染拡大による経済危機等に際して、信用保証協会の保証制度を利用して迅速に資金調達ができるということに安心を感じます。

今後は事業承継が、大きな課題となるとと思いますが、保証協会も事業承継支援についての取り組みをよろしく願います。



当社が工事に参加した公共施設

専門家派遣事業について

当協会では、経営支援の一環として、中小企業の皆さまに「**専門的な知識と経験を有する専門家**」を**無料（当協会が費用負担）**で派遣し、目標の実現や経営上抱える各種課題の解決をお手伝いする事業を実施しています。是非ご活用ください。

【概要】

| | |
|---------|---------------------------|
| 利用対象者 | 当協会を利用している中小企業者 |
| 派遣回数 | 原則3回（必要に応じて5回まで実施可能） |
| 派遣時間 | 1回あたり3時間 |
| 派遣する専門家 | 公益財団法人大分県産業創造機構に登録している専門家 |
| 費用 | 無料（専門家への報酬、交通費等は当協会が負担） |
| 取扱期間 | 令和4年3月31日 まで |

「経営改善計画策定費用の補助事業」について

取扱期間を**令和4年3月31日**まで延長しました

当協会では、国が実施する「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」（事業者に対する計画策定費用等の一部補助）に係る取組みとして、**事業者の自己負担部分の一部に対する費用補助**を行っています。

【概要】

1企業あたり15万円を上限とし、事業者の自己負担部分（計画策定費用の1/3）の、半分を補助します。（ただし、モニタリング費用除きます。）

【要件】

次の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」の利用申請を行い、大分県経営改善支援センターから受理の通知を受けていること。
- ② サポートミーティングを活用すること。
- ③ 当協会の保証利用があること。

【お問い合わせ先】 経営支援部 経営支援一課 TEL：097-532-8296
経営支援二課 TEL：097-532-8297



新入職員紹介

よろしくお願いします!!



なる い さ き
成井 咲貴

担当部署 総務企画情報課

趣 味 お菓子づくり

総務部総務企画情報課に配属となりました成井です。
今年度より協会に入協し、社会人としての一步を踏み出したことに身が引き締まる思いです。
大学では経済学を通じ中小企業の重要性を学ぶとともに地元を離れたことで改めて大分のよさを実感することができました。
協会職員、社会人として未熟ではありますが、1日でも早く成長し、中小企業の支援、大分の地域活性化を担う一員となれますよう日々の業務に励んでいきたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いします。

出張金融相談会のご案内

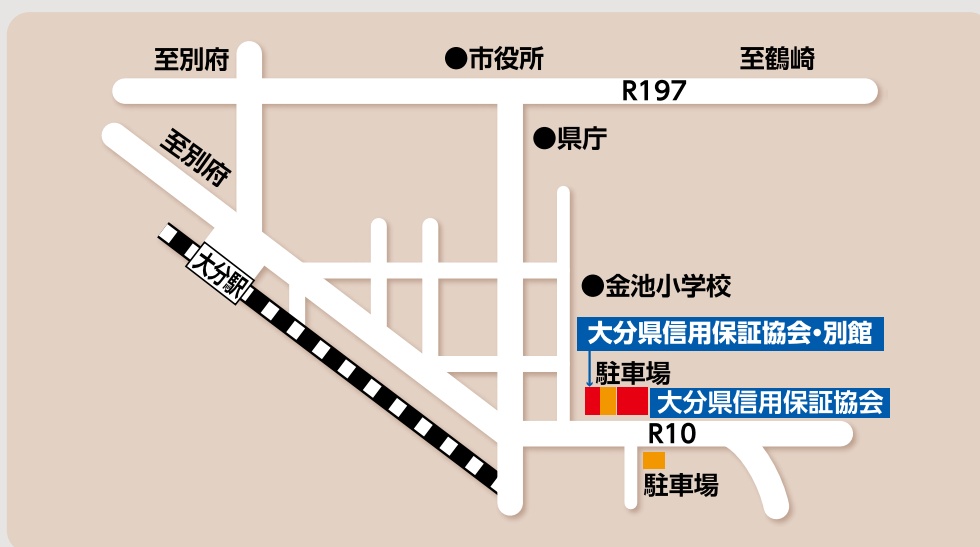
保証及び金融の相談会を以下のとおり実施いたします。お気軽にお越しください！

- 【中津地区】～毎月第3火曜日～
午前10時～午後3時（於 中津商工会議所）
- 【日田地区】～毎月第2火曜日～
午後1時～午後3時（於 日田商工会議所）
- 【佐伯地区】～毎月第2木曜日～
午前10時～正午（於 佐伯商工会議所）

※日時は急遽変更となる場合がございますので、事前にご確認ください。

【お問い合わせ先】 保証部 保証二課 TEL：097-532-8247
創業・連携推進課 TEL：097-532-8295

| 部署名 | | TEL & FAX番号 | | 業務内容 | |
|-------------------------------|----------|--------------|--------------------|--|---------------------------------|
| 総務部 (大分県中小企業会館3階) | 総務企画情報課 | TEL | 097-532-8336 | 総務、庶務、経理、労務、人事、研修、保証料受入 | |
| | | FAX | 097-538-0862 | | |
| | | TEL | 097-532-8348 | 企画、広報、広聴、情報処理、システム管理 | |
| | | FAX | 097-538-0862 | | |
| 保証部 (大分県信用保証協会別館3階) | 保証一課 | TEL | 097-532-8246 | 保証審査、金融相談、創業支援、専門家派遣、条件変更 | 大分市、竹田市、豊後大野市、由布市 (旧湯布院町を除く) |
| | | FAX | 097-538-0871 | | |
| | 保証二課 | TEL | 097-532-8247 | | 上記以外の地区 |
| | | FAX | 097-538-0865 | | |
| | 創業・連携推進課 | TEL | 097-532-8295 | 創業支援、外部機関連携 | |
| | | FAX | 097-538-0871 | | |
| | 事務管理課 | TEL | 097-532-8265 | 保証事務 | |
| | | FAX | 097-538-0871 | | |
| 経営支援部 (大分県中小企業会館2階) | 経営支援一課 | TEL | 097-532-8296 | 経営支援、再生支援、事業承継支援、条件変更、専門家派遣、期中管理、代位弁済、回収 | (豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、商工中金) |
| | | FAX | 097-538-0896 | | |
| | 経営支援二課 | TEL | 097-532-8297 | | (大分銀行、日田信金、大分県信用組合、県外金融機関) |
| | | FAX | 097-538-0896 | | |
| | 業務支援室 | TEL | 097-532-8245 | 管理事務、代位弁済、保険金請求、訴訟 | |
| | | FAX | 097-538-0896 | | |
| 監査室 (大分県中小企業会館3階) | TEL | 097-532-8348 | 内部監査、コンプライアンス、危機管理 | | |
| | FAX | 097-538-0862 | | | |



信頼、提案、飛躍、夢またひとつ新時代へ
大分県信用保証協会

〒870-0026 大分市金池町3丁目1番64号
 大分県中小企業会館内
 ホームページ <http://www.oita-cgc.or.jp/>

